

法 規 的 告 示

○内閣府告示第百十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年九月十日

内閣総理大臣 高市 早苗

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第二百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改

正

後

第1 食品

A 食品一般の成分規格

[1～5 略]

6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならない。また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(5)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
[略]		
キノクラミン	米	<u>0.01ppm</u>
	その他のせり科野菜	0.02ppm
	その他の野菜	<u>0.01ppm</u>
	魚介類	0.02ppm
[略]		
[項を削る。]		

改

正

前

第1 食品

A 食品一般の成分規格

[1～5 略]

6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならない。また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(5)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
[略]		
キノクラミン	米	<u>0.02ppm</u>
	その他のせり科野菜	0.02ppm
	その他の野菜	<u>0.02ppm</u>
	魚介類	0.02ppm
[略]		
<u>クロルピリホス</u>	小麦	0.5ppm
	とうもろこし	0.05ppm
	その他の穀類	0.5ppm
	大豆	0.1ppm
	小豆類	0.3ppm

ばれいしょ	0.02ppm
かんしょ	0.1ppm
てんさい	0.05ppm
さとうきび	0.05ppm
だいこん類の根	0.2ppm
だいこん類の葉	0.05ppm
カリフラワー	0.05ppm
ブロッコリー	2 ppm
たまねぎ	0.2ppm
にんじん	0.1ppm
その他のせり科野菜	1 ppm
ピーマン	2 ppm
その他のなす科野菜	2 ppm
しょうが	1 ppm
その他の野菜	1 ppm
みかん（外果皮を含む。）	1 ppm
なつみかんの果実全体	1 ppm
レモン	1 ppm
オレンジ	1 ppm
グレープフルーツ	1 ppm
ライム	1 ppm
その他のかんきつ類果実	1 ppm
りんご	0.5ppm
日本なし	0.3ppm
西洋なし	0.3ppm
マルメロ	1 ppm
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	1 ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	1 ppm
ネクタリン	1 ppm
すもも	0.5ppm
いちご	0.3ppm
ブルーベリー	1 ppm
クランベリー	1 ppm
ぶどう	0.5ppm
バナナ	2 ppm
その他の果実	1 ppm

ごまの種子	0.05ppm
綿実	0.3ppm
その他のオイルシード	5 ppm
ペカン	0.05ppm
アーモンド	0.05ppm
くるみ	0.05ppm
茶	10ppm
コーヒー豆	0.05ppm
その他のスパイス	5 ppm
その他のハーブ	1 ppm
牛の筋肉	0.05ppm
豚の筋肉	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05ppm
牛の脂肪	0.05ppm
豚の脂肪	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05ppm
牛の肝臓	0.01ppm
豚の肝臓	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01ppm
牛の腎臓	0.01ppm
豚の腎臓	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
牛の食用部分	0.01ppm
豚の食用部分	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01ppm
乳	0.01ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.01ppm
その他の家きんの脂肪	0.01ppm
鶏の肝臓	0.01ppm
その他の家きんの肝臓	0.01ppm
鶏の腎臓	0.01ppm
その他の家きんの腎臓	0.01ppm
鶏の食用部分	0.01ppm
その他の家きんの食用部分	0.01ppm

[略]			[略]		
スピロジクロフェン	トマト	0.5ppm	スピロジクロフェン	トマト	0.5ppm
	ピーマン	0.2ppm		ピーマン	0.2ppm
	[号を削る。]			<u>なす</u>	2 ppm
	その他のなす科野菜	5 ppm		その他のなす科野菜	5 ppm
	きゅうり	<u>0.07ppm</u>		きゅうり	<u>0.1ppm</u>
	<u>みかん（外果皮を含む。）</u>	<u>0.5ppm</u>		<u>みかん</u>	<u>0.05ppm</u>
	なつみかんの果実全体	<u>1 ppm</u>		なつみかんの果実全体	<u>2 ppm</u>
	レモン	<u>1 ppm</u>		レモン	<u>2 ppm</u>
	オレンジ	<u>0.5ppm</u>		オレンジ	<u>2 ppm</u>
	グレープフルーツ	<u>1 ppm</u>		グレープフルーツ	<u>2 ppm</u>
	ライム	<u>1 ppm</u>		ライム	<u>2 ppm</u>
	その他のかんきつ類果実	<u>1 ppm</u>		その他のかんきつ類果実	<u>2 ppm</u>
	りんご	<u>1 ppm</u>		りんご	<u>2 ppm</u>
	日本なし	<u>1 ppm</u>		日本なし	<u>0.8ppm</u>
	西洋なし	<u>1 ppm</u>		西洋なし	<u>0.8ppm</u>
	マルメロ	<u>1 ppm</u>		マルメロ	<u>0.8ppm</u>
	<u>びわ（果梗^{こう}を除き、果皮及び種子を含む。）</u>	<u>0.8ppm</u>		<u>びわ</u>	<u>0.5ppm</u>
	<u>もも（果皮及び種子を含む。）</u>	2 ppm		[号を加える。]	
	ネクタリン	2 ppm		ネクタリン	2 ppm
	あんず	2 ppm		あんず	2 ppm
	すもも	2 ppm		すもも	2 ppm
	うめ	2 ppm		うめ	2 ppm
	おうとう	3 ppm		おうとう	3 ppm
	いちご	2 ppm		いちご	2 ppm
	<u>ブルーベリー</u>	4 ppm		[号を加える。]	
	<u>ハuckleベリー</u>	4 ppm		[号を加える。]	
	その他のベリー類果実	1 ppm		その他のベリー類果実	1 ppm
鶏の卵			0.01ppm		
その他の家きんの卵			0.01ppm		
魚介類			0.3ppm		
ミネラルウォーター類			0.03ppm		
とうもろこし油			0.2ppm		

	ぶどう	2 ppm
	かき	<u>0.8ppm</u>
	パパイヤ	1 ppm
	アボカド	1 ppm
	マンゴー	1 ppm
	その他の果実	<u>2 ppm</u>
	ぎんなん	0.05ppm
	くり	<u>0.08ppm</u>
	ペカン	<u>0.08ppm</u>
	アーモンド	<u>0.08ppm</u>
	くるみ	<u>0.08ppm</u>
	その他のナッツ類	<u>0.08ppm</u>
	茶	20ppm
	コーヒー豆	0.03ppm
	ホップ	40ppm
	その他のスパイス	5 ppm
	牛の筋肉	0.02ppm
	豚の筋肉	0.02ppm
	その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02ppm
	牛の脂肪	0.02ppm
	豚の脂肪	0.02ppm
	その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02ppm
	牛の肝臓	0.1ppm
	豚の肝臓	0.1ppm
	その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1ppm
	牛の腎臓	0.1ppm
	豚の腎臓	0.1ppm
	その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1ppm
	牛の食用部分	0.1ppm
	豚の食用部分	0.1ppm
	その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1ppm
	乳	0.01ppm
	<u>はちみつ</u>	0.05ppm
[略]		

	ぶどう	2 ppm
	かき	<u>1 ppm</u>
	パパイヤ	1 ppm
	アボカド	1 ppm
	マンゴー	1 ppm
	その他の果実	<u>5 ppm</u>
	ぎんなん	0.05ppm
	くり	<u>0.1ppm</u>
	ペカン	<u>0.1ppm</u>
	アーモンド	<u>0.1ppm</u>
	くるみ	<u>0.1ppm</u>
	その他のナッツ類	<u>0.1ppm</u>
	茶	20ppm
	コーヒー豆	0.03ppm
	ホップ	40ppm
	その他のスパイス	5 ppm
	牛の筋肉	0.02ppm
	豚の筋肉	0.02ppm
	その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02ppm
	牛の脂肪	0.02ppm
	豚の脂肪	0.02ppm
	その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02ppm
	牛の肝臓	0.1ppm
	豚の肝臓	0.1ppm
	その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1ppm
	牛の腎臓	0.1ppm
	豚の腎臓	0.1ppm
	その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1ppm
	牛の食用部分	0.1ppm
	豚の食用部分	0.1ppm
	その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1ppm
	乳	0.01ppm
	[号を加える。]	
[略]		

スピロテトラマト	〔略〕	〔略〕	スピロテトラマト	〔略〕	〔略〕
<u>スピロピジオン</u>	大豆	3 ppm	[項を加える。]		
	ばれいしょ	2 ppm			
	てんさい	0.2ppm			
	トマト	2 ppm			
	ピーマン	5 ppm			
	なす	4 ppm			
	その他のなす科野菜	1 ppm			
	きゅうり	1 ppm			
	かぼちゃ	1 ppm			
	しろうり	0.9ppm			
	すいか（果皮を含む。）	1 ppm			
	メロン類果実（果皮を含む。）	1 ppm			
	まくわうり（果皮を含む。）	1 ppm			
	その他のうり科野菜	1 ppm			
	オクラ	1 ppm			
	みかん（外果皮を含む。）	3 ppm			
	なつみかんの果実全体	3 ppm			
	レモン	3 ppm			
	オレンジ	3 ppm			
	グレープフルーツ	3 ppm			
	ライム	3 ppm			
	その他のかんきつ類果実	3 ppm			
	茶	20ppm			
	その他のスパイス	15ppm			
	その他のハーブ	1 ppm			
	牛の筋肉	0.01ppm			
	豚の筋肉	0.01ppm			
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm			
	牛の脂肪	0.02ppm			
	豚の脂肪	0.02ppm			
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02ppm			
	牛の肝臓	0.2ppm			
	豚の肝臓	0.2ppm			
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2ppm			

		牛の腎臓	0.2ppm			
		豚の腎臓	0.2ppm			
		その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2ppm			
		牛の食用部分	0.2ppm			
		豚の食用部分	0.2ppm			
		その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2ppm			
		乳	0.01ppm			
		鶏の筋肉	0.01ppm			
		その他の家きんの筋肉	0.01ppm			
		鶏の脂肪	0.01ppm			
		その他の家きんの脂肪	0.01ppm			
		鶏の肝臓	0.01ppm			
		その他の家きんの肝臓	0.01ppm			
		鶏の腎臓	0.01ppm			
		その他の家きんの腎臓	0.01ppm			
		鶏の食用部分	0.01ppm			
		その他の家きんの食用部分	0.01ppm			
		鶏の卵	0.01ppm			
		その他の家きんの卵	0.01ppm			
		はちみつ	0.05ppm			
[略]						
プロパモカルブ	[号を削る。]			プロパモカルブ	米	0.1ppm
	ばれいしょ	0.3ppm			ばれいしょ	0.3ppm
	[号を削る。]				てんさい	0.2ppm
	だいこん類の根	1 ppm			だいこん類の根	1 ppm
	[号を削る。]				はくさい	10ppm
	キャベツ	1 ppm			キャベツ	0.1ppm
	芽キャベツ	2 ppm			芽キャベツ	1 ppm
	ケール	20ppm			[号を加える。]	
	[号を削る。]				チンゲンサイ	0.5ppm
	カリフラワー	2 ppm			カリフラワー	0.2ppm
	ブロッコリー	3 ppm			ブロッコリー	0.5ppm
	[号を削る。]				その他のあぶらな科野菜	0.5ppm
	チコリ	2 ppm			チコリ	2 ppm

[号を削る。]	
たまねぎ	<u>2 ppm</u>
ねぎ	<u>30ppm</u>
[号を削る。]	
トマト	2 ppm
ピーマン	3 ppm
なす	0.3ppm
その他のなす科野菜	<u>3 ppm</u>
きゅうり	5 ppm
かぼちゃ	5 ppm
しろうり	5 ppm
<u>すいか（果皮を含む。）</u>	<u>5 ppm</u>
<u>メロン類果実（果皮を含む。）</u>	<u>5 ppm</u>
<u>まくわうり（果皮を含む。）</u>	<u>5 ppm</u>
その他のうり科野菜	5 ppm
[号を削る。]	
[号を削る。]	
[号を削る。]	
[号を削る。]	
[号を削る。]	
牛の筋肉	<u>0.03ppm</u>
豚の筋肉	<u>0.03ppm</u>
その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	<u>0.03ppm</u>
牛の脂肪	<u>0.03ppm</u>
豚の脂肪	<u>0.03ppm</u>
その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	<u>0.03ppm</u>
牛の肝臓	<u>2 ppm</u>
豚の肝臓	<u>2 ppm</u>
その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	<u>2 ppm</u>
牛の腎臓	<u>2 ppm</u>
豚の腎臓	<u>2 ppm</u>
その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	<u>2 ppm</u>
牛の食用部分	<u>2 ppm</u>
豚の食用部分	<u>2 ppm</u>
その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	<u>2 ppm</u>

<u>レタス</u>	10ppm
たまねぎ	<u>0.2ppm</u>
ねぎ	<u>3 ppm</u>
<u>セロリ</u>	0.2ppm
トマト	2 ppm
ピーマン	3 ppm
なす	0.3ppm
その他のなす科野菜	<u>2 ppm</u>
きゅうり	5 ppm
かぼちゃ	5 ppm
しろうり	5 ppm
<u>すいか</u>	<u>0.5ppm</u>
<u>メロン類果実</u>	<u>0.5ppm</u>
<u>まくわうり</u>	<u>0.5ppm</u>
その他のうり科野菜	5 ppm
<u>ほうれんそう</u>	40ppm
<u>たけのこ</u>	0.2ppm
<u>しょうが</u>	10ppm
<u>その他の野菜</u>	0.2ppm
<u>いちご</u>	0.1ppm
牛の筋肉	<u>0.01ppm</u>
豚の筋肉	<u>0.01ppm</u>
その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	<u>0.01ppm</u>
牛の脂肪	<u>0.01ppm</u>
豚の脂肪	<u>0.01ppm</u>
その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	<u>0.01ppm</u>
牛の肝臓	<u>0.01ppm</u>
豚の肝臓	<u>0.01ppm</u>
その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	<u>0.01ppm</u>
牛の腎臓	<u>0.01ppm</u>
豚の腎臓	<u>0.01ppm</u>
その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	<u>0.01ppm</u>
牛の食用部分	<u>0.01ppm</u>
豚の食用部分	<u>0.01ppm</u>
その他の ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	<u>0.01ppm</u>

【略】	乳	0.01 ppm
	鶏の筋肉	0.01 ppm
【略】	その他の家きんの筋肉	0.01 ppm
	鶏の脂肪	0.01 ppm
	その他の家きんの脂肪	0.01 ppm
	鶏の肝臓	0.01 ppm
	その他の家きんの肝臓	0.01 ppm
	鶏の腎臓	0.01 ppm
	その他の家きんの腎臓	0.01 ppm
	鶏の食用部分	0.01 ppm
	その他の家きんの食用部分	0.01 ppm
	鶏の卵	0.01 ppm
	その他の家きんの卵	0.01 ppm
	はちみつ	0.05 ppm
【略】		
【略】	乳	0.01 ppm
	鶏の筋肉	0.01 ppm
【略】	その他の家きんの筋肉	0.01 ppm
	鶏の脂肪	0.01 ppm
	その他の家きんの脂肪	0.01 ppm
	鶏の肝臓	0.01 ppm
	その他の家きんの肝臓	0.01 ppm
	鶏の腎臓	0.01 ppm
	その他の家きんの腎臓	0.01 ppm
	鶏の食用部分	0.01 ppm
	その他の家きんの食用部分	0.01 ppm
	鶏の卵	0.01 ppm
	その他の家きんの卵	0.01 ppm
	【号を加える。】	

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

(施行期日)

第一条 この告示は、告示の日から施行する。ただし、米及びその他の野菜に残留するキノクラミンの量の限度、小麦、とうもろこし、その他の穀類、大豆、小豆類、ばれいしょ、かんしょ、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、カリフラワー、ブロッコリー、たまねぎ、にんじん、その他のせり科野菜、ピーマン、その他のなす科野菜、しょうが、その他の野菜、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも（果皮及び種子を含む。）、ネクタリン、すもも、いちご、ブルーベリー、クランベリー、ぶどう、バナナ、その他の果実、ごまの種子、綿実、その他のオイルシード、ペカン、アーモンド、くるみ、茶、コーヒー豆、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、魚介類、ミネラルウォーター類及びとうもろこし油に残留するクロルピリホスの量の限度（以下「食品に残留するクロルピリホスの量の限度」という。）、なす、きゅうり、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、かき、その他の果実、くり、ペカン、アーモンド、くるみ及びその他のナッツ類に残留するスピロクロフェンの量の限度並びに米、てんさい、はくさい、チンゲンサイ、その他のあぶらな科野菜、レタス、セロリ、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、ほうれんそう、たけのこ、しょうが、その他の野菜及びいちごに残留するプロパモカルブの量の限度に係る改正規定については、告示の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 食品に残留するクロルピリホスの量の限度については、施行日前に製造され、輸入され、又は加工された食品を製造し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。